

宿泊税

特別徴収事務の手引き



宮城県総務部税務課

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と使途	1
2 宿泊税の徴収方法	1
(1) 特別徴収制度	1
(2) 特別徴収義務者	2
(3) 仙台市内に所在する宿泊施設	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 宿泊税の手続きの流れ	3
2 課税客体・納税義務者	4
(1) 宿泊	4
(2) 宿泊者	6
3 税額	6
4 宿泊料金	6
5 課税免除	9
(1) 修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊	9
(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	10
第3章 特別徴収義務者の登録等	11
1 特別徴収義務者としての登録	11
(1) 登録の申請	11
(2) 特別徴収義務者証票の交付	12
2 特別徴収義務者の登録事項の変更等	13
(1) 登録事項の変更	13
(2) 宿泊施設の休止又は再開	14
(3) 宿泊施設の営業の廃止	14
第4章 宿泊税の申告納入	15
1 申告納入	15
(1) 申告納入期限	15
(2) 申告納入期限の特例	15
(3) 宿泊税納入申告書	17
(4) 納入書	18
(5) 複数施設の合算申告納入	19
2 納入義務の免除・還付	19
(1) 納入義務の免除	19
(2) 還付	20
(3) 申請の手続き	20
3 更正の請求	20
(1) 更正の請求とは	20
(2) 請求の手続き	20

第5章 適正な申告納入のために	21
1 帳簿等の記載・保存	21
(1) 帳簿の記載及び保存	21
(2) 書類の作成及び保存	21
(3) 電磁的記録（電子データ）による保存等	21
2 調査	21
3 更正・決定	21
4 加算金	22
5 延滞金	23
6 不服申し立て	23
(1) 審査請求の対象となる処分	23
(2) 手続き	24
7 罰則、滞納処分等	24
第6章 その他	25
1 領収書等への表示	25
2 電子申告等	26
3 申告書等の記入方法	27
4 特別徴収義務者交付金	41
(1) 交付の目的	41
(2) 交付の対象	41
(3) 算定期間	41
(4) 交付の基準及び交付額	41
(5) 交付の手続き	41
5 申告書等の提出・お問い合わせ先	42

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入に必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために宮城県が導入した法定外目的税です。

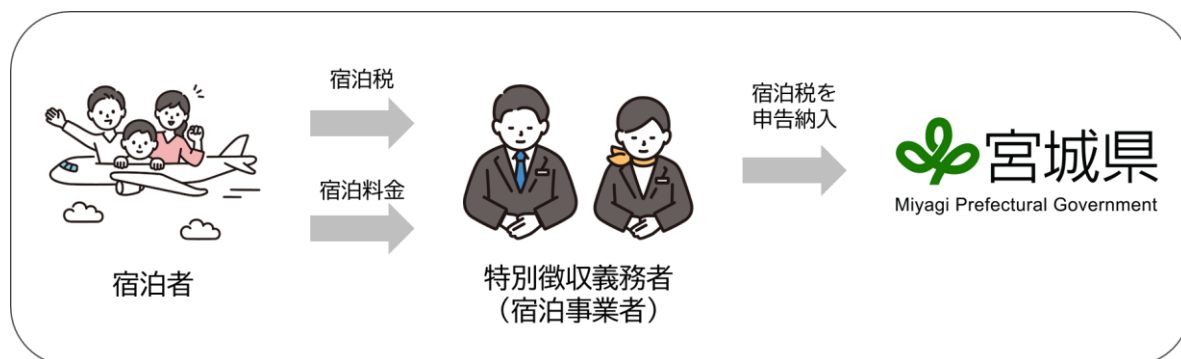
宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

取組	取組の方向性
取組Ⅰ 魅力ある観光資源の創出	滞在時間の長期化につながるコンテンツ造成に向け、市町村等の自主的な観光地域づくりに向けた取組への支援を行うほか、圏域単位での取組の充実や連携促進を図る。
取組Ⅱ 観光産業の活性化	宿泊施設の機能強化や収益力向上を強力に支援するほか、喫緊の課題である人手不足対策の取組を充実させる。
取組Ⅲ 観光客受入環境整備の充実	二次交通の充実や観光地内での周遊促進を図るとともに、インバウンドの受入に向けた環境整備を推進する。
取組Ⅳ 国内外との交流拡大の促進	閑散期の誘客や長期滞在促進に向けたキャンペーンを実施するほか、インバウンド誘客に向けたデジタルを活用した効果的な情報発信等を展開する。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、宮城県内に所在する旅館・ホテル・簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設（以下、これらを「宿泊施設」といいます。）に宿泊する方ですが、宮城県が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、宮城県へ申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。基本的には、旅館業法に基づく許可を受けた方、特区民泊の事業の認定を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方が該当します。宿泊施設の経営者は、登録の申請や宮城県の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

なお、宿泊施設の経営者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊施設の経営者以外の方にある場合などは、宿泊施設の徴収について便宜を有すると認められる方が特別徴収義務者となることがあります。

(3) 仙台市内に所在する宿泊施設

仙台市は、独自に宿泊税を課税することとしており、仙台市内に所在する宿泊施設においては、宮城県と仙台市の宿泊税を合わせて宿泊者から徴収し、仙台市を通じて申告納入していただくことになります。

このため、特別徴収義務者の手続きや、申告納入方法等については、仙台市が定める方法によることになりますので、詳細については、以下の窓口にお尋ねください。

仙台市財政局税務部市民税企画課宿泊税担当

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1-1 市役所北庁舎4階

TEL：022-214-8443

第2章 宿泊税の仕組み

1 宿泊税の手続きの流れ

- ①宿泊施設の経営開始日が確定又は旅館業法の許可・特区民泊の認定・住宅宿泊事業法の届出が完了したら
- ・宿泊税特別徴収義務者登録申請書を以下の提出期限までに管轄の県税事務所に提出

経営開始日	提出期限
令和8年1月12日まで	令和8年1月8日まで
令和8年1月13日以降	経営開始日の5日前まで



- ②宿泊行為があったら
- ・宿泊者から宿泊税を徴収



- ③徴収した宿泊税は
- ・「宿泊税納入申告書」を管轄の県税事務所に提出
 - ・「納入書」により金融機関等で納入
- ※申告と納入は必ず期限内に行ってください。

2 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は宿泊施設への宿泊で、宿泊税を納める方（納税義務者）は宿泊者となります。

宿泊税は、令和8年1月13日（課税開始日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

※令和8年1月12日から令和8年1月13日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。

※令和8年1月13日より前に予約があった場合でも、令和8年1月13日以降の宿泊には、宿泊税が課税されます。

※宿泊料金が発生しない場合又は課税免除となる場合は課税対象となりません。

（1）宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、以下の基準に合致するものを課税対象となる宿泊として取り扱います。

①課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

（特区民泊における賃貸借契約及びこれに付随する契約等の場合も含む）

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

本来必要な許可や認定を受けていない又は届出をしていない施設であっても、旅館業法の許可、国家戦略特別区域法の認定又は住宅宿泊事業法の届出が必要とされる宿泊の定義に該当する宿泊を行わせる施設の場合は課税対象となります。

<許可、認定又は届出が必要な宿泊とは>

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料金を徴収している（名称は問わない）
- ・ 社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ・ 反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ・ 生活の本拠ではない（使用期間が一週間以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

②宿泊の判断の例

例1 午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒ その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

例2 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合

⇒ 課税対象ではありません。

例3 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含みます。）があった場合は、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」があるかどうかで宿泊の判断を行います。

例4 実際の宿泊を伴わない利用行為（いわゆるホールドルーム、キープルームなど）の場合

⇒ 当該施設が旅館・ホテル・簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の場合には、実際に宿泊行為があった際に課税対象となります。このため、特区民泊を除いて、賃貸契約に基づく利用の場合には課税対象となりません。

実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間の利用により宿泊行為があったとみなされる場合、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とします。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとに宿泊料金が明確なときはその金額を宿泊料金とします。

例) 1室税抜き 50,000 円の部屋を 3 泊契約した際の宿泊税は以下のとおり

	宿泊者数 (A)	宿泊料金 (B)	宿泊料金/人 (B÷A)	宿泊税 (300 円×課税対象人数)
1 泊目	5 人	50,000 円	10,000 円	1,500 円 (300 円×5 人)
2 泊目	0 人	50,000 円	—	0 円
3 泊目	4 人	50,000 円	12,500 円	1,200 円 (300 円×4 人)
宿泊税 計				2,700 円

※ 2 泊目は宿泊行為がないため課税対象となりません。

例5 ウィークリーマンションなどの場合

⇒ ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらなない場合は課税対象となりません。

ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合には、課税対象となります。このときの宿泊料金は、宿泊日ごとの宿泊料金が明確でないときは契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例6 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒ 幼児、子ども、大人に関わらず宿泊税の課税対象となり得ますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合や宿泊料金（食事代や消費税等を除いた素泊まり料金）が 6,000 円未満の場合には課税されません。

また、小学校、中学校及び高等学校などにおける修学旅行や部活動などの場合で、学校長が証明する場合にも宿泊税は課税されません。詳しくは P. 9 をご参照ください。

例7 キャンセルがあり、料金の支払いを受けた場合

⇒ 宿泊行為がないため、課税対象となりません。

(2) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊する者をいいます。
宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際の宿泊者が納税義務者となります。

3 税額

宿泊税は、宿泊料金が一人一泊あたり6,000円以上の場合、一人一泊あたり300円※が課税されます。

なお、宿泊料金とは、食事代や消費税等を除いた素泊まり料金のことを言います。

※仙台市内の宿泊施設においては宮城県の税額が100円、仙台市の税額が200円の計300円。

4 宿泊料金

宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴う宿泊です。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称に関わらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準については、以下のとおりです。

【宿泊料金に含まれるもの】

○宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意志に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

○以下については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

<宿泊料金の判定の例>

例1 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

⇒ 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。

ただし、旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。

例2 補助金・助成金等（第三者からの支払）があった場合

⇒ 補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合※で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。

補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合（食事や会議室利用料への補助や生活補助のようなもの）は、宿泊料金に含みません。

※自治体が実施する旅行支援などが該当します。

例3 各種宿泊プランの取扱い

⇒ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例4 企画旅行の取扱い

⇒ 予め又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金とします。

例5 手配旅行の取扱い

⇒ 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例6 連泊割引があった場合

⇒ 連続して宿泊（以下「連泊」といいます。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で案分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例7 時間延長があった場合

⇒ ア 宿泊契約の場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

イ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例 8 税込み宿泊料金の取扱い

⇒ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例 9 外貨建て取引による場合

⇒ 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 10 1人当たりの料金が不明な場合

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします（下例ア及びイをご参照ください。）。

※留意点

- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します（下例ウをご参照ください。）。
- ・ 幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。（下例エをご参照ください。）。
- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します（下例オをご参照ください。）。

【1室税抜き20,000円（ツインルーム）の場合】

ア 1人で宿泊（いわゆるシングルユース）

$20,000円 \div 1人 = 20,000円$ 【宿泊税 300円×1人】

イ 2人で宿泊

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税 300円×2人】

ウ 3人で宿泊（エキストラベッド（7,000円）を追加）

$(20,000円 + 7,000円) \div 3人 = 9,000円$ 【宿泊税 300円×3人】

エ 大人2人、子ども1人（添い寝無料、寝具の追加なし）で宿泊

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税 300円×2人】

※宿泊料金がかからない子ども1人は課税対象外

オ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド（3,000円）を追加）

$20,000円 \div 2人 = 10,000円$ 【宿泊税 300円×2人】

$3,000円 \div 1人 = 3,000円$ 【 宿泊税 なし 】

※乳児1人分は別に取り扱う

例 11 清掃料金を強制的に徴収している場合

⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。

なお、連泊のときは、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」に「その清掃料金を宿泊数で案分した料金」を加算して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

5 課税免除

(1) 修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊

① 対象者及び対象行事

ア 対象者

次の国内の施設に通う幼児、児童、生徒若しくは学生又は引率者が対象です。

対象施設	①	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
	②	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

イ 対象となる行事

修学旅行等の教育課程内の学校教育活動や保育所等における活動が対象です。

アの対象施設①に該当する対象者は、加えて部活動も対象となります。

なお、部活動とは以下のすべての要件を満たすものをいいます。

- ・アの対象施設①の学校長等が設立を承認した団体であること
- ・当該施設の職員が顧問として置かれていること
- ・当該施設が年度ごとに作成する学校長等が予め承認した教育活動に関する計画に基づき実施する活動であること

【課税免除の対象者の例】

- ・生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者である教師や保育士
- ・心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
- ・部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラーなど

【課税免除の対象外の例】

- ・旅行業者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

② 手続き

修学旅行や部活動などの課税免除にあたっては、学校等が作成した「学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書」を受領することが必要です。なお、当該証明書は、宿泊施設において5年間保存をお願いします（申告納入の際に、提出していただく必要はありません。）。

※証明書の様式は、宮城県のホームページ（裏表紙参照）からダウンロードできます。

※証明書への学校長等の押印や署名は不要ですが、課税免除とするためには、必ず学校等が作成した証明書を受領してください。

学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書	
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日 まで () 泊
活 動 の 概 要	☐ <学校・幼稚園> ☐ 修学旅行 ☐ 部活動(※1) ☐ その他の教育課程内の学校行事等 () ☐ <保育所等の施設> ☐ 行事 ()
学 校 等 の 種 類	☐ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ☐ 保育所 ☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設
宿 泊 施 設 名 称	
課税免除対象の 宿泊人数(※2)	
備 考	

※1 部活動とは、以下の要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動などは含まれません。
 ・学校長等が設立を承認した団体であること
 ・当該学校の職員が顧問として置かれていること
 ・年度ごとに作成する学校長等が予め承認した教育活動に関する計画に基づき実施する活動であること

※2 課税免除対象の宿泊人数には、修学旅行その他の教育活動等又は保育所等の施設が主催する行事(満三歳以上の幼児が参加するもの)に参加している方及び引率の方が含まれています。
 引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行者の添乗員やカメラマン等は該当しません。
 なお、宿泊料金が6,000円未満(素泊まり・税抜き料金)の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の宿泊人数への記載は不要です。

上記の宿泊については、宮城県宿泊税条例第4条又は仙台市宿泊税条例第4条に規定する、修学旅行その他の教育活動等、又は保育所等の施設が主催する行事(満三歳以上の幼児が参加するもの)に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととしています。

なお、具体的な取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準じます。

① 課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

【課税免除の手続】

- ① 外国大使等より、宿泊に際し、消費税の免除のための「消費税免除カード」の提示及び「外国公館等用免税購入表」の提出を受けてください。
- ② 消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。

第3章 特別徴収義務者の登録等

宿泊事業者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに次の手続きが必要となります。これは、宮城県が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録の申請

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業の許可を受けた場合、特区民泊の事業の認定を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告納入を行う必要があります。

【申請時の提出書類】

① 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第2号）

② 添付書類（写しで構いません）

ア 旅館業営業許可書、特区民泊に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号通知書の写し

イ 宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類（施設のホームページを印刷したもの等）

ウ 振込先口座名義及び口座番号がわかるもの（通帳の写し等）※

※特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください。

③ その他

宿泊事業者とは別に、宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる方が特別徴収義務者の指定を県から受けたいときは、上記の添付書類のほか、次の書類を添付してください。

ア 実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者である旨の申立書

イ 宿泊事業者と実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者の間で締結した委託契約書等の写し

【宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設（登録義務免除対象宿泊施設）】

このような場合は、特別徴収義務者としての登録の手続きは必要ありませんが、「宿泊税登録義務免除対象宿泊施設届出書」を提出してください。

登録義務免除対象宿泊施設の特別徴収義務者は、毎月の申告納入は不要ですが、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類の保存を行ってください。

なお、当該登録義務免除対象宿泊施設において、1人1泊につき6,000円以上の宿泊が新たに発生するときは、料金を改定した日から10日以内に、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を申請する必要があります。

(2) 特別徴収義務者証票の交付

特別徴収義務者としての登録後に、宿泊税特別徴収義務者証票（様式第4号。以下「証票」といいます。）を交付します。

この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。また、フロントが複数の箇所にある場合など、複数証票が必要なときは必要枚数交付しますので、各フロントに証票を掲示してください。

証票を亡失したときは、宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書（様式第7号）を管轄の県税事務所に提出し、再交付の申請を行ってください。

様式第4号	
	
宿 泊 税 特別徴収義務者証票	
宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。	
宮城県知事	
Accommodation Tax Special Collection Agent Certificate	
I hereby verify the manager of the following facility as an Accommodation Tax Special Collection Agent as designated by the Ordinance for Accommodation Tax.	
Governor of Miyagi Prefecture	
施設番号 Facility Number	●●●●●●●●●●

2 特別徴収義務者の登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更の届出を行ってください。

なお、特別徴収義務者が法人の場合で、代表者の変更等の登記事項のみの変更があったときは、法人事業税に係る登録変更をしていただければ、改めて宿泊税に係る変更の届出をいただく必要はありません。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書（様式第5号）
- ② 添付書類（写しで構いません）
 - ア 特別徴収義務者に係る変更の場合：不要
 - イ 宿泊施設に係る変更の場合：旅館業法、特区民泊又は住宅宿泊事業法による変更届出書等の変更を確認できる書類
 - ウ その他の場合：変更の内容を確認できる書類

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、変更の届出ではなく、既登録の特別徴収義務者による経営廃止の届出と新たな特別徴収義務者による新規の登録申請を行ってください。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者の法人への変更
- ・ 法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事由

(2) 宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

また、休止期間を定めずに営業を休止した場合で、営業を再開しようとするときは、再開の届出を行ってください。

なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（様式第6号）
- ② 旅館業法の届出等又は休業（再開）のお知らせ等の休止又は再開を確認できる書類（写しで構いません）

(3) 宿泊施設の経営の廃止

宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、定められた期限までに申告納入を行う必要があります。

【届出時の提出書類】

- ① 宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書（様式第6号）
 - ② 旅館業法の届出等又は登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）等の廃止を確認できる書類（写しで構いません）
- ※ 併せて、登録時に交付した証票を返還してください。

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書（様式第8号）」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、管轄の県税事務所に提出し、併せてその税額を「納入書」により納入してください。

施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、翌月の末日までに申告納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金に加算される場合があります。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※12月の申告納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に申告納入してください。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- 承認後、適用開始月（3月、6月、9月、12月のいずれか）を記載した「承認通知書」を送付します。
- 承認通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

① 適用の要件

ア 適用を受けようとする年度の初日の属する年の前年1月から同年12月まで（以下、「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が360万円以下であること。

ただし、対象期間における納入実績が1年に満たない場合は、申請書の提出月の前3か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税額の月平均納入金額が30万円以下であること。

- イ 当該宿泊施設の経営を開始してから１年を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから３月（特別徴収義務者となった日以後の日数が１月に満たない月を除く。）を経過していること。
- ウ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から１年を経過していること。
- エ 適用年の前年の１月１日以後において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- オ 適用年の前年の１月１日以後において、県税の徴収金を滞納していないこと。
- カ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

② 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税に係る特例承認申請書（様式第９号）」を管轄の県税事務所に提出してください。

※申請書の審査には、２週間程度を要します。

※申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。

※適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、翌年度以降も継続となります。

③ 適用の承認

審査のうえ、承認又は不承認を通知します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の適用開始月からとなります。

「宿泊税に係る特例承認申請書（様式第９号）」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告納入が必要となりますのでご注意ください。

④ 適用の取消し

特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末までに特例の適用の取消しを通知します。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書（様式第8号）」に、宿泊のあった月における宿泊税の課税対象となる宿泊の総数及び宿泊税額、課税対象外となる宿泊の総数を記入し、提出してください。

また、「宿泊税納入申告書（様式第8号）」には、宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」を添付してください。「宿泊税月計表」は記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

※納入申告書は、納入書とあわせて毎年1年分をまとめてお送りします。

※地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。

① 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

ア インターネットで申告（電子申告）する。

※詳細は、P. 26をご参照ください。

イ 管轄の県税事務所に郵便又は信書便で送付する。

※郵送による提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。

ウ 県税事務所の窓口を持参する。

② 注意点

ア 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書及び月計表の提出が必要です。

イ 申告書は、原則として宿泊施設ごとに作成する必要があります。

ウ 申告納入期限の特例が適用されている場合は、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。

エ 特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額を申告納入していただくこととなりますが、そのようなことが生じないよう、県は納税義務者への周知・広報などに取り組みます。

(4) 納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「納入書」により宮城県に納入してください。

納入は、下記の金融機関等で行ってください。

なお、地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用した電子申告を行った場合には、電子納付も可能です。詳しくはP. 26をご参照ください。

※納入書は、納入申告書とあわせて毎年1年分をまとめてお送りします。

※地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用されている方で、納入申告書及び納入書の送付が不要な方は、申し出ていただければ、翌年度から送付を中止します。

<注意点>

- 1か月分ごとに1枚作成してください（申告納入期限の特例を適用している場合は3か月分を1枚にまとめて作成してください。）。
- 納入書は、原則として宿泊施設ごとに作成してください。
- 合計欄の記入を誤ったものはご利用いただけませんので、予備（申告年月が空白のもの）に必要事項を記入し、ご利用ください。予備がなくなった場合は、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

【窓口納入ができる金融機関等】

【令和7年5月時点】

区分		名称
指定金融機関		七十七銀行全店舗
指定代理金融機関		仙台銀行全店舗
収納代理金融機関	銀行	北海道・青森みちのく・岩手・東北・北日本・北都・荘内・東邦・福島・東京スター各銀行県内各店舗 みずほ・三菱UFJ・三井住友・秋田・山形・きらやか・常陽各銀行全店舗
	信用金庫	杜の都・宮城第一・石巻・仙南・気仙沼・一関・あぶくま各信用金庫県内各店舗
	その他	東北労働金庫全店舗 石巻商工・古川・仙北・相双五城・あすか・ウリ各信用組合県内各店舗 農林中央金庫県内各店舗 県内各農業協同組合・東日本信用漁業協同組合連合会県内各店舗
ゆうちょ銀行・郵便局		ゆうちょ銀行仙台支店及び各出張所 県内（新仙台郵便局を除きます。）・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県に所在する郵便局（株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む郵便局に限ります。）
県の事務所		各県税事務所

※地方税ポータルシステム（e L T A X）による電子納付ができる金融機関は、e L T A Xのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）によりご確認ください。

(5) 複数施設の合算申告納入

同一事業者が複数の宿泊施設を経営する場合で、以下のすべての要件を満たすときには、必要書類を提出し、要件に合致することが宮城県に認められたときは、これらの施設に係る宿泊税を合算して申告納入することができます。

○ 適用の要件

- ア 複数の施設の所在地が同一の県税事務所の管轄内であること
- イ 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在すること
- ウ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができないこと

○ 手続き

「宿泊税合算申告納入の届出書」を管轄の県税事務所に提出してください。

なお、一度合算申告納入が認められた施設は、取り消されない限り継続の手続きは必要ありません。

提出期限と適用開始日は以下の表のとおりです。

区分	提出期限	適用開始日
新たに特別徴収義務者となった場合	申告すべき最初の月の前月の末日	申告すべき最初の月
既に合算申告の適用を受けている特別徴収義務者が、新たに施設を登録し、当該施設についても適用を希望する場合	当該施設について申告すべき最初の月の前月の末日	当該施設について申告すべき最初の月
上記以外	適用を受けようとする月の前月の末日	適用を受けようとする月

○ 注意事項

納期限の特例の適用を受けている施設と、この適用を受けていない施設を合算する場合、納期限の特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

【納入義務の免除となる例】

- 宿泊者や旅行業者が破産、整理等の法的手続きに入り支払い不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 宿泊者の死亡、刑の執行等により宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- 特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

上記の場合に該当し、既に宿泊税を納入しているときは、当該宿泊税を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続き

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

【申請時の提出書類】

- ① 宿泊税還付（納入義務免除）申請書（様式第11号）
- ② 罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

なお、申告納入期限の特例を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内です。

(2) 請求の手続き

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記し、正しい宿泊数を記載した「宿泊税月計表」を添付のうえ、管轄の県税事務所に提出してください。

更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※更正の請求については、地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用した電子での申請も可能です。詳しくはP. 26をご参照ください。

第5章 適正な申告納入のために

1 帳簿等の記載・保存

日々徴収いただく宿泊税の金額を適正に把握していただくために、宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

(1) 帳簿の記載及び保存

①記載事項

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。

②保存期間

申告納入期限の翌日から5年間

(2) 書類の作成及び保存

①作成要件

宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

②保存期間

当該宿泊日の月末の翌日から2年間

(3) 電磁的記録（電子データ）による保存等

特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機（PC等）を使用して帳簿書類を作成する場合で、宿泊税条例に定める要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

2 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、担当職員が申告指導や宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

3 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告納入がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書（様式第13号）」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

4 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき		不足税額×１０％	不足税額が期限内申告額と５０万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額×５％を加算
不申告 加算金	期限までに申告しなかったため、決定を受けたとき		決定税額×１５％※１	決定又は不足税額のうち５０万円超３００万円以下の部分については×２０％ ３００万超の部分については×３０％
	期限後の申告や決定について、更正を受けたとき		不足税額×１５％※１	
	県の調査を予想しないで、期限後に申告したとき		申告税額×５％※２	
重加算金	不正な方法で税額を少なく計算したため、更正や決定を受けたとき	期限までに申告しているとき	不足税額×３５％※１	
		申告していないとき、又は期限後に申告しているとき	不足税額×４０％※１	

※1 不申告加算金又は重加算金の加重措置

期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、それぞれの割合に10%加算されます。

※2 不申告加算金の不適用

以下の要件すべてを満たす場合は、不申告加算金が課されません。ただし、不申告加算金が不適用となるのは、過去5年において、1回限りです。

- ・申告期限から1か月以内に宿泊税納入申告書を提出している。
- ・納入期限内に納入すべき宿泊税を納入している。
- ・過去5年において、不申告加算金または重加算金の決定を受けていない。

5 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

①納入期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、延滞金特例基準割合（※）が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年7.3%のいずれか低い割合となります。

※ 延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合

②納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年内は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

③端数処理

滞納額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

また、滞納額の全額が2,000円未満の場合又は延滞金の確定金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。

6 不服申し立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して文書により審査請求をすることができます。

（1）審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除（還付）の決定
- 申告納入期限の特例適用の不承認・取消

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、宮城県知事に提出してください。

なお、審査請求書は管轄の県税事務所を通じて提出してください。

7 罰則、滞納処分等

宿泊税に関する罰則や滞納処分等については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。宿泊税の申告等についてお困りの点がありましたら、管轄の県税事務所にお早めにご相談ください。

【罰則】

法令等	条項	内 容	罰 則	
			拘禁刑	罰金
宿泊税条例	第 14 条	帳簿の記載義務違反等に関する罪	1 年以下	50 万円以下
地方税法	第 21 条	不納せん動に関する罪	3 年以下	20 万円以下
	第 22 条の 2	虚偽の更正の請求に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 5	検査拒否等に関する罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	なし	30 万円以下
	第 733 条の 21	脱税等に関する罪	5 年以下	100 万円以下
	第 733 条の 25	滞納処分に関する罪	3 年以下	250 万円以下
	第 733 条の 26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1 年以下	50 万円以下
	第 733 条の 26 の 2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6 月以下	50 万円以下
	第 733 条の 8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10 万円以下（過料）	

【滞納処分等】

法令等	条項	内容	率(※地方税法本則の規定)
地方税法	第 733 条の 17	不足金額及びその延滞金の徴収	7.3%又は 14.6%
	第 733 条の 18	過少申告加算金及び不申告加算金	5～30%
	第 733 条の 19	重加算金	35%又は 40%
	第 733 条の 20	納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金	7.3%又は 14.6%
	第 733 条の 24	滞納処分	—

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

【表示例1：客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合】

<合計の内訳に宿泊税額を計上する場合>

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
合計		11,300円
〇〇年〇〇月〇〇日 宮城県〇〇市〇〇〇		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

<宿泊税額を別に計上する場合>

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日 宮城県〇〇市〇〇〇		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

【表示例2：客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合】

領収書		
〇〇〇様		
〇〇〇号室 人数 1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
合計		11,300円
上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日 宮城県〇〇市〇〇〇		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

2 電子申告等

宿泊税に関する以下の手続きは、「地方税ポータルシステム（e L T A X）」を利用して行うことができます。

- ・ 宿泊税納入申告書の提出
- ・ 電子納付
- ・ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出
- ・ 宿泊税申告納入期限等の特例承認申請書の提出
- ・ 更正請求書の提出
- ・ 宿泊税還付・納入義務免除申請の提出
- ・ 各種届出書等の提出

※「地方税ポータルシステム（e L T A X）」を利用して手続きするためには、利用者 I D および電子証明書が必要です。なお、他の税目の手続で既に利用者 I D および電子証明書を利用している場合は、同一の利用者 I D および電子証明書を利用することができます。

※「地方税ポータルシステム（e L T A X）」の利用については、地方税共同機構が運営する e L T A X のホームページ（URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknnext/>）をご確認ください。

(1) 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

27

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者（申請者）」欄

- ・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の方の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。
- ・法人の場合には13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）にてご確認ください。
- ・個人の場合には12桁の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- ・口座情報欄に記載の口座へ、宿泊税特別徴収義務者交付金及び観光振興協力金の振込みを行います。
- ・口座情報は、特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください。特別徴収義務者と異なる方を振込先とする場合は委任状の提出が必要です。

③「宿泊施設の営業許可等を受けた者」欄

- ・宿泊施設の営業許可や住宅宿泊事業の届出等を行われた方の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

④「施設」欄

- ・許可等番号の欄には、旅館業法の営業許可証・特区法の特定事業認定書に記載されている番号を記入してください。
- ・住宅宿泊事業の届出を行われた方は、住宅宿泊事業の届出を受理された際に発行される番号「M04」から始まる番号を記入してください。
- ・該当する種別にチェックを記入してください。
- ・宿泊施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
- ・概要の欄には、客室数、収容人数を記入してください。
- ・経営開始（予定）年月日の欄には、施設の営業を開始した（する）日を記入してください。

⑤「共同事業者」欄

- ・この欄には特別徴収義務者以外の共同事業者について記入してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員回答の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- ・記載すべき共同事業者が2名以上の場合は任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

⑥「住宅宿泊事業における管理業者」欄

- ・住宅宿泊管理業者へ委託している場合は、管理業者の管理業者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

⑦「書類送付先」欄

- ・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記入してください。

⑧「備考」欄

- ・その他、必要に応じて記入してください（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名や複数証票が必要なときの必要枚数等）。

(2) 登録義務免除対象宿泊施設届出書

受付印		登録義務免除対象宿泊施設届出書			
① 令和●年●月●日					
宮城県 ●●● 県税事務所長 殿					
宿泊料金が1人1泊6,000円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実であるため、次のとおり届け出ます。					
② 特別徴収義務者(申請者)	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎			
	住所(所在地) 電話番号	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-●●●●			
	法人番号	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			
③ 宿泊施設の営業許可等を受けた者	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎			
	住所(所在地) 電話番号	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-●●●●			
④ 施設	許可等番号	宮城県(●●●●保)指令第●●●●●号			
	種 別	☒ 旅館・ホテル ☐ 簡易宿所 ☐ 特区民泊 ☐ 住宅宿泊事業			
	(ふりがな)	みやぎけんほてる			
	宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル			
	所在地 電話番号	●●●市●●●字●●丁目●-● 022-●●●-●●●●			
	概 要	客室数	30室	収容人数	90人
	経営開始(予定)年月日	令和●年●月●日			
⑤ 共同事業者	氏名(名称及び代表者の氏名)				
	住所(所在地) 電話番号				
⑥ 住宅宿泊事業における管理者	氏名(名称及び代表者の氏名)				
	住所(所在地) 電話番号				
⑦ 書類送付先	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 総務部 宮城 次郎			
	住所(所在地) 電話番号	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-●●●●			
⑧ 備考					

※ 複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者（申請者）」欄

- ・特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の方の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。
- ・法人の場合には13桁の法人番号を記入してください。法人番号がご不明な場合は、「国税庁 法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）にてご確認ください。

③「宿泊施設の営業許可等を受けた者」欄

- ・宿泊施設の営業許可や住宅宿泊事業の届出等を行われた方の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記載してください。法人の場合には法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記入してください。

④「施設」欄

- ・許可等番号の欄には、旅館業法の営業許可証・特区法の特定事業認定書に記載されている番号を記入してください。
- ・住宅宿泊事業の届出を行われた方は、住宅宿泊事業の届出を受理された際に発行される番号「M04」から始まる番号を記入してください。
- ・該当する種別にチェックを記入してください。
- ・宿泊施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
- ・概要の欄には、客室数、収容人数を記入してください。
- ・経営開始（予定）年月日の欄には、施設の営業を開始した（する）日を記入してください。

⑤「共同事業者」欄

- ・この欄には特別徴収義務者以外の共同事業者について記入してください。ここでいう「共同事業者」とは、共同事業に関する契約書や役員回答の議事録等で定められている共同事業者をいいます。
- ・記載すべき共同事業者が2名以上の場合は任意様式により全員分を記載した別紙を添付してください。

⑥「住宅宿泊事業における管理業者」欄

- ・住宅宿泊管理業者へ委託している場合は、管理業者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

⑦「書類送付先」欄

- ・申告についての問い合わせ、関係書類を送付する場合のあて先を担当部署名まで記載してください。直通電話番号等があれば記入してください。

⑧「備考」欄

- ・その他、必要に応じて記入してください（吸収合併による新規登録の場合の前事業者の法人名等）。

(3) 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

様式第5号

(受付印)

① 令和●●年●●月●●日

宮城県 ●●● 県税事務所長 殿

② 特別徴収義務者	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
	住所(所在地) 電話番号	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-●●●●

宿泊税条例第10条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

③ 施設	宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル
	所在地	●●●市●●●字●●丁目●●
	施設番号	●●●●●●●●

④ 変 更 年 月 日	令和●●年 ●● 月 ●● 日
-------------------------	-----------------

⑤ 変 更 事 項	特別徴収義務者・宿泊施設の営業許可等を受けた者・施設・共同事業者・書類送付先・口座情報・ その他 (施設名変更)
--------------------	--

⑥ 内 容	変 更 前	宮城県ホテル
	変 更 後	みやぎホテル

※ 変更事項が「特別徴収義務者」以外の場合は、その内容を証する書類を添付してください。

- ①「提出年月日」欄
・届出書の提出年月日を記入してください。
- ②「特別徴収義務者」欄
・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください
- ③「施設」欄
・宿泊施設の名称、所在地を記入してください。
・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。
- ④「変更年月日」欄
・登録事項に変更が生じた年月日を記入してください。
- ⑤「変更項目」欄
・該当する項目に○を付けてください。該当する項目がない場合は「その他」に○を付け、カッコ内に記入してください。
- ⑥「内容」欄
・変更内容を具体的に記入してください。

(4) 宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

様式第6号

受付印

宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

令和○年○月○日

宮城県 ○○○ 県税事務所長 殿

② 特別徴収義務者

氏名（名称及び代表者の氏名） 宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎

住所（所在地） 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-○○○○

電話番号

宿泊税条例第10条第9項・第10項・第11項の規定により、次のとおり届け出ます。

③ 施設

宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名） 宮城県ホテル

所在地 ○○○市○○○字○○○丁目○-○

施設番号 ○○○○○○○○○

届出区分 ☒ 休止 ☐ 再開 ☐ 廃止

④ 休止期間 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで

⑤ 再開年 月 日 年 月 日

⑥ 廃止年 月 日 年 月 日

※ 該当する事項のみ記載してください。

①「提出年月日」欄

- ・届出書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

③「施設」欄

- ・宿泊施設の名称、所在地を記入してください。
- ・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。
- ・届出区分の欄は、該当する区分にチェックを付けてください。

④「休止期間」

- ・ 休止の場合はその期間を記載してください。
- ・ 休止期間が未定の場合は休止の開始日のみ記入してください。

⑤「再開年月日」欄

- ・再開の場合はその日を記入してください。

⑥「**廃止年月日**」欄

- ・廃止の場合はその日を記入してください。

(5) 宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

様式第7号

受付印

宿泊税特別徴収義務者証票再交付申請書

① 令和●年●月●日

宮城県 ●●● 県税事務所長 殿

宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、宿泊税条例施行規則第5条第1項の規定により、再交付を申請します。

② 特別徴収義務者 (申請者)	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
	住所(所在地) 電話番号	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1 022-211-●●●●
③ 施設	宿泊施設の名称 又は氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル
	所在地	●●●市●●●字●●●丁目●-●
	施設番号	●●●●●●●●●●

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

③「施設」欄

- ・宿泊施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
- ・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。

(6) 宿泊税納入申告書

様式第8号

(受付印)

宿泊税納入申告書

① 令和●年●月●日

宮城県 ●●● 県税事務所長 殿

② 特別徴収義務者

氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
住所(所在地)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
電話番号	022-211-●●●●

宿泊税条例第11条第1項又は第2項の規定により、次のとおり申告します。

③ 施設

宿泊施設の名称又は氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル
所在地	●●●市●●●字●●●丁目●-●
施設番号	●●●●●●●●

④ 令和●年●月宿泊分

区分	宿泊数	税率	税額
課税対象	400泊	300円	120,000円
課税対象外	40泊		

⑤ 年●月●月宿泊分

区分	宿泊数	税率	税額
課税対象	泊	300円	円
課税対象外	泊		

⑥ 年●月●月宿泊分

区分	宿泊数	税率	税額
課税対象	泊	300円	円
課税対象外	泊		

1 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類(「宿泊税月計表」等)を添付してください。

2 登録義務免除対象宿泊施設を除き、申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

①「提出年月日」欄

- ・申告書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

③「施設」欄

- ・宿泊施設の名称、所在地を記入してください。
- ・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。

④「宿泊年月」欄

- ・申告対象年月を記入してください。申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月について記入してください。

⑤「宿泊数」欄

- ・課税対象となる宿泊数及び課税対象外となる宿泊数を記入してください。

⑥「税額」欄

- ・課税対象宿泊数に税率を乗じた額を記入してください。

(7) 宿泊税月計表

以下の記載は例であり、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

また、月計表には合計欄のみを記載し、日ごとの宿泊者数が確認できるような資料等をあわせて提出いただくことも可能です。

宿泊税月計表				
① 施設番号		●●●●●●●●		② 対象年月
③ 施設名称		宮城県ホテル		
日付	宿泊数(泊)			
	④ 課税対象	⑤ 課税対象外		
		6,000円未満	教育活動・外国大使等	
1	15			
2	13			
3	12			
4	8			
5	5			
6	40	10		
7	5			
8	6	5		
9	21		15	
10	21		15	
11	20		15	
12	19			
13	18			
14	5			
15	6			
16	4			
17	10			
18	10	5		
19	9			
20	8			
21	8			
22	7			
23	7			
24	6			
25	6			
26	5			
27	5			
28	4			
29	4			
30	3			
31	3			
合計	314	20	45	

①「施設番号」欄

・特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。

②「対象年月」欄

・申告対象年月を記入してください。

③「施設名称」欄

・宿泊施設の名称を記入してください。

④「課税対象」欄

・課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象」の欄と一致させてください。

⑤「課税対象外」欄

・課税対象外となる宿泊数を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「課税対象外」の欄と一致させてください。

(8) 納入書

様式第38号(その1)

県 税		領収証書		公	
口座番号	02220-1-960002	加入者	宮城県指定金融機関七十七銀行県庁支店		

事務所	税目	年度	課税番号
□□	□□	年□□□□	□□□□□□□□□□
		申告区分	
□□	年□□	月□□	日□□□□□□
整理番号		納付区分	
□□□□□□□□		□□	

①	税 額	05	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	□□□□□□□6000
	延 滞 金	06		□□□□□□□□□□
	過 少 申 告 加 算 金	07		□□□□□□□□□□
	不 申 告 加 算 金	08		□□□□□□□□□□
	重 加 算 金	09		□□□□□□□□□□
②	合 計 額	11		¥6000
③	納 期 限	令和●●年●●月●●日		

住所
(所在地)

氏名
(又は名称)

宮城県 振

上記のとおり領収しました。

○この納付書は、3枚1組の複写式となつていますので、切り離さずに出してください。

領収日付印

(納税者保管)

太い黒枠内については、あらかじめ印字したものを送付しますので記入の必要はありません。

①「税額」欄

- ・申告納入すべき宿泊税額を右詰めで記入してください。
- ・当該施設の納入申告書に記入した税額と一致していることを確認してください。

②「合計額」欄

- ・申告納入すべき宿泊税額を右詰めで記入してください。
- ・金額の左端には「¥」と記入してください。

③「納期限」欄

- ・当該月分の納期限を記入してください。

(9) 宿泊税に係る特例承認申請書

様式第9号

(受付印)

宿泊税に係る特例承認申請書

① 令和●●年●●月●●日

宮城県 ●●● 県税事務所長 殿

② 特別徴収義務者

氏名（名称及び代表者の氏名）	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
住所（所在地）	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
電話番号	022-211-●●●●

宿泊税条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり申請します。

③ 施設

宿泊施設の名称又は氏名（名称及び代表者の氏名）	宮城県ホテル
所在地	●●●市●●●字●●●丁目●●●
施設番号	●●●●●●●●
経営開始日	令和●●年●●月●●日

④ 特例適用開始を希望する対象月

令和8年6月分（7月末日納期分）以降

⑤ 期間

3か月間（①）

（令和8年2月1日から 令和8年4月末日まで）

⑥ 納入すべき金額の合計額

270,000円（②）

⑦ 納入すべき金額の合計額を月数で除した金額

90,000円（②÷①）

申告等の状況

⑧ 特例承認の取消し

☐ 無 ・ 有（ 年 月 日 ）

⑨ 加算金の決定

☐ 無 ・ 有（ 年 月 日 ）

⑩ 県税に係る徴収金の滞納

☐ 無 ・ 有

①「提出年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号を記入してください。

③「施設」欄

- ・宿泊施設の名称、所在地を記入してください。
- ・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。
- ・経営開始日の欄には、施設の営業を開始した日を記入してください。

④「特例適用開始を希望する対象月」欄

- ・申請書の提出月以降を記入してください。

⑤「期間」欄

- ・申請書の提出月の前3か月の期間を記入してください。

⑥「納入すべき金額の合計額」欄

- ・申請書の提出月の前3か月の宿泊に係る納入すべき宿泊税の合計額を記入してください。

⑦「納入すべき金額の合計額を月数で除した金額」欄

- ・「納入すべき金額の合計額」欄の金額を「期間」欄の月数で除した金額を記入してください。
- ・この金額が30万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑧「特例承認の取消」欄

- ・過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○を付けてください。過去に申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は、「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。
- ・取消しの日から1年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑨「加算金の決定」欄

- ・加算金の決定を受けていない場合は、「無」に○を付けてください。適用年の前年の1月1日以後において、加算金の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。
- ・この期間に加算金の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

⑩「県税に係る徴収金の滞納」欄

- ・適用年の前年の1月1日以後において、県税（宿泊税に限りません）の滞納がない場合は「無」に、ある場合は「有」に○を付けてください。
- ・この期間に県税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

(10) 宿泊税合算申告納入の届出書

宿泊税合算申告納入の届出書		
① 令和●年●月●日		
宮城県 ●●● 県税事務所長 殿		
宿泊税の合算申告について、次のとおり届け出ます。		
② 特別徴収義務者	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県株式会社 代表取締役 宮城 太郎
	住所(所在地)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1
	電話番号	022-211-●●●●
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●
③ 施設 ①	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル
	住所(所在地)	●●●市●●●字●●●丁目●-●
	電話番号	022-●●●-●●●●
	施設番号	●●●●●●
施設 ②	氏名(名称及び代表者の氏名)	宮城県ホテル アネックス
	住所(所在地)	●●●市●●●字●●●丁目●-●
	電話番号	022-●●●-●●●●
	施設番号	●●●●●●
施設 ③	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	住所(所在地)	
	電話番号	
	施設番号	
施設 ④	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	住所(所在地)	
	電話番号	
	施設番号	
施設 ⑤	氏名(名称及び代表者の氏名)	
	住所(所在地)	
	電話番号	
	施設番号	
④	合算申告納入の開始を希望する対象年月	令和●年●月分(●月末日納期分)以降
⑤	合算申告の要件	☒ 複数の施設の所在地が同一の県税事務所の管轄内であること ☒ 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在すること ☒ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができないこと

①「提出年月日」欄

- ・届出書の提出年月日を記入してください。

②「特別徴収義務者」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は名称及び代表者氏名、住所又は所在地、電話番号、法人の場合は法人番号を記入してください。

③「施設」欄

- ・宿泊施設の名称、所在地、電話番号を記入してください。
- ・施設番号の欄には、特別徴収義務者登録通知書又は証票に記載の施設番号を記入してください。

④「合算申告納入の開始を希望する対象年月」欄

- ・届出書の提出月以降を記入してください。

⑤「合算申告の要件」欄

- ・合算申告を行うためには記載のすべての要件を満たす必要があります。満たしている要件にチェックを付けてください。

(11) 帳簿

以下の記載は例であり、「宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額」の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

また、1つの帳簿に記載内容すべてをまとめるのではなく、複数の帳簿等によって記載内容を整備することも可能です。

宿泊税に関する帳簿（例）					
令和 8 年 4 月分					
特別徴収義務者の氏名又は名称 ●●●●		施設名称又は氏名		●●●●●	
日	課税対象	課税対象外		宿泊料金 (兼泊まり・税抜き)	宿泊税額
		6,000円未満	教育活動・外国大使等		
1	20	15		160,000	6,000
2	45			360,000	13,500
3	30			240,000	9,000
4	5	15		40,000	1,500
5	15			120,000	4,500
6	20		50	160,000	6,000
7	30			240,000	9,000
8	25	宿泊行為月における課税対象宿泊数及び課税対象外宿泊数（免税点未満・教育活動等ごと）を、宿泊日ごとに記入してください。			7,500
9	50				15,000
10	10				3,000
11	5				1,500
12	30	5		240,000	9,000
13	5	10		40,000	1,500
14	15			120,000	4,500
15	20			160,000	6,000
16	30			240,000	9,000
17	25			200,000	7,500
18	50			400,000	15,000
19	10			80,000	3,000
20	5		50	40,000	1,500
21	30	10		240,000	9,000
22	5			40,000	1,500
23	15			120,000	4,500
24	20			160,000	6,000
25	30			240,000	9,000
26	25			200,000	7,500
27	50			400,000	15,000
28	10			80,000	3,000
29	5			40,000	1,500
30	10			80,000	3,000
31	5			40,000	1,500
	650	55	100	5,200,000	195,000

4 特別徴収義務者交付金

(1) 交付の目的

宿泊税は、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴取し、宮城県へ申告納入することとしており、特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生します。

このため、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に特別徴収義務者交付金として交付することで、負担の軽減及び納期内申告納入の意欲の高揚を図ることを目的としています。

(2) 交付の対象

宮城県で登録または指定されている宿泊税の特別徴収義務者

(3) 算定期間

前年の1月～12月申告納入分(前々年12月～前年11月宿泊分)

(4) 交付の基準及び交付額

基準		交付額
1	納期内納入を行ったとき	納期内納入額×2.5%
2	1の基準を満たしているとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ①納期内納入額×3.0% ②納期内納入月数×1,000円
3	1の場合で電子申告を行ったとき (課税開始から5年間)	下記①と②の合計額 ①納期内納入額×3.5% ②納期内納入月数×1,000円

※ 上記の交付額①が1,000円未満であるときは、交付額①を1,000円とし、交付額①が1,000円以上の場合において100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(5) 交付の手続き

交付請求手続きは不要です。算定期間内の納期内納入額を基準として毎年3月末頃に交付します。

5 申告書等の提出・お問い合わせ先

県税事務所名	住所	電話番号	管轄エリア
大河原県税事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1	0224-53-3130	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町七丁目 22-20	022-248-2961	名取市、岩沼市、亶理郡
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17	022-275-9117	富谷市、黒川郡
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28	022-365-4191	塩竈市、多賀城市、宮城郡
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 1-1	0229-91-0705	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
東部県税事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7 番地	0225-95-1413	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	0226-24-2530	気仙沼市、本吉郡

※仙台市内の宿泊施設の方は仙台市への提出、P 2 のお問い合わせ先へのご連絡をお願いします。

令和7年5月初版作成

編集・発行 宮城県総務部税務課課税班

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目3-8-1

TEL：022-211-2324

<宿泊税に関するホームページ>

<https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index.html>

